

## 福島県悪臭防止対策指針

### (趣 旨)

第1条 この指針は、福島県生活環境の保全等に関する条例(平成8年福島県条例第32号)第77条の規定に基づき、工場又は事業場(以下「工場等」という。)における事業活動に伴って発生する悪臭の防止に関し、工場等の設置者が準拠すべき事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この指針において「悪臭」とは、工場等における事業活動に伴って発生するにおいて、県民の生活環境を損なうおそれのある不快なものをいう。

### (適用地域)

第3条 この指針の適用地域は、県内全域とする。

ただし、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第4条第2項に規定する区域及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市の区域を除く。

### (基 準)

第4条 工場等の設置者が当該工場等における事業活動に伴って発生する悪臭の防止に関し準拠すべき基準は、別表のとおりとする。

### (測定方法)

第5条 この指針における悪臭の測定は、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年9月環境庁告示第63号)に定める方法により行うものとする。

### 附 則

この指針は、平成10年9月1日から施行する。

附 則(平成31年3月6日一部改正)

この指針は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（単位 臭気指数）

区域の区分	工場等の敷地の境界線の地表における基準	工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における基準		
		地上5m以上30m未満の高さ	地上30mから50m未満の高さ	地上50m以上の高さ
第1種区域 悪臭防止法第3条の規定により知事が指定した規制地域（以下「規制地域」という。）のうちA区域並びに規制地域以外の地域であって、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び近隣商業地域	10	28	30	33
第2種区域 規制地域のうちB区域並びに規制地域以外の地域であって、用途地域のうち商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域	15	33	35	38
第3種区域 規制地域のうちC区域並びに規制地域以外の地域であって、用途地域のうち工業地域及び工業専用地域	18	36	38	41

備考 この基準は、工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体の臭気指数の許容限度とする。